

No. 1

令和2年6月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目 次

議案第 4 3 号	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について……………	1 頁
議案第 4 4 号	戸田市手話言語条例……………	2 頁
議案第 4 5 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例……………	5 頁
議案第 4 6 号	戸田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例……………	6 頁
議案第 4 7 号	戸田市税条例の一部を改正する条例……………	7 頁
議案第 4 8 号	戸田市印鑑条例の一部を改正する条例……………	1 5 頁
議案第 4 9 号	戸田市手数料条例の一部を改正する条例……………	1 6 頁
議案第 5 0 号	戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	1 7 頁
議案第 5 1 号	戸田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例……………	1 9 頁
議案第 5 2 号	戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例……………	2 0 頁
議案第 5 3 号	戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並び に特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例……………	2 1 頁
議案第 5 4 号	戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例……………	2 2 頁
議案第 5 5 号	戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理事業施行規程の 一部を改正する条例……………	2 3 頁

議案第56号	戸田市消防手数料条例の一部を改正する条例	24頁
議案第57号	財産の取得について	25頁
議案第58号	財産の取得について	28頁
議案第59号	令和2年度戸田市一般会計補正予算（第3号）	別冊 No. 2
議案第60号	令和2年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊 No. 2
議案第61号	令和2年度戸田市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊 No. 3
議案第62号	令和2年度戸田市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊 No. 3
議案第63号	戸田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	32頁

議案第43号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和2年6月1日提出

戸田市長 菅原文仁

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「鴻巣行田北本環境資源組合」を「彩北広域清掃組合」に改める。

附 則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行し、変更後の埼玉県市町村総合事務組合規約の規定は、令和2年4月1日から適用する。

議案第44号

戸田市手話言語条例

日本手話をはじめとする日本の手話（以下「手話」という。）は、音声による言語とは異なり、手指、体の動きや表情により視覚的に表現する言語である。ろう者は、意思や感情を伝えるコミュニケーションの手段として、また、知識や情報を蓄え、社会生活を営むために手話を大切に育んできた。

しかしながら、手話は、長い間言語として認められず、手話を使いやすい環境が整えられてこなかったことから、ろう者などの手話を必要とする人（以下「手話を必要とする人」という。）が生活していく上で、不自由を強いられてきた。

そのような中で、手話が社会において徐々に知られるようになり、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、手話が言語であることが位置づけられた。我が国においても、平成23年に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、言語に手話を含むことが明記され、手話に対する理解の広がりや深まりが求められるようになったものの、いまだに手話とろう者に対する理解が十分に深まっているとは言えず、今でも多くの不便さや不安が生じている。

このことから、市民一人一人が、手話は言語であることを理解し、手話を必要とする人が安心して生活を送ることができる環境を整え、もって全ての市民が、ともに育ち、ともに働き、支え合う地域社会を築いていくことを目指し、この条例を制定するものである。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務と市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、市民の手話への理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話を使いやすい環境を構築することで、全ての市民が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備は、手話が言語であるという認識に基づき、全ての市民が、互いにその個性と人格を尊重することを基本として行われるものとする。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、手話に対する理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話を使いやすい環境を整備するための施策を推進するものとする。

(市民及び事業者の役割)

第4条 市民及び事業者は、第2条に規定する基本理念に対する理解を深めるとともに、手話を必要とする人が安心して生活を送ることができる環境づくりに協力するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第5条 市は、次に掲げる手話に関する施策の推進に関し、必要な方針（以下「推進方針」という。）を定めるものとする。

- (1) 手話を学ぶ機会の確保
- (2) 手話を用いた情報発信及び手話を使いやすい環境づくり
- (3) 手話等を用いた情報の取得及び共有の機会の拡充
- (4) 手話を習得し、手話を必要とする人を支援する人材の養成
- (5) 学校教育における手話に触れる機会の提供
- (6) 災害時における情報の提供及び意思疎通の支援
- (7) その他この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、推進方針を定めるに当たっては、市が別に定める障害者の福祉に関する計画等との整合性を図るものとする。

3 市は、推進方針の策定及び取組に当たっては、手話を必要とする人その他関係機関の意見を聴くよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第6条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の意思疎通支援の推進)

第7条 市は、手話、要約筆記その他の意思疎通支援を活用し、聴覚障害者の特性に応じた円滑な意思疎通支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年6月1日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第45号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和28年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(この条例の目的)」を付する。

第2条に見出しとして「(職員の服務の宣誓)」を付し、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

第3条に見出しとして「(権限の委任)」を付する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月1日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第46号

戸田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

戸田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「患者の」を「者の」に、「危険がある」を「疑いのある」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の特例）

2 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）を同条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項の指定感染症として定める期間中の新型コロナウイルス感染症に係る第4条第1号に掲げる業務に係る防疫作業手当については、同号の規定にかかわらず、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。この場合において、第4条中「環境課に勤務する職員」とあるのは、「職員」と読み替えるものとする。

(1) 第4条第1号に掲げる業務（次号に掲げる業務を除く。） 3,000円

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務 4,000円

3 前項の規定を適用する場合には、第19条本文の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の戸田市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年1月27日から適用する。

令和2年6月1日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第47号

戸田市税条例の一部を改正する条例

(戸田市税条例の一部改正)

第1条 戸田市税条例(昭和35年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第20条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第22条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第38条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる。」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第38条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第45条第8項中「及び」を「又は」に改める。

第58条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第58条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌

日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第59条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第76条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第76条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第91条第6項中「第38条第6項」を「第38条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第3条の2の2第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第8条中「附則第15条から第15条の3の2までの」を「附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の」に、「又は法附

則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第8条の2に次の1項を加える。

26 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

附則第8条の4第1項中「第38条第5項」を「第38条第6項」に改める。

附則第13条の4中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第15条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第28条中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第39条 第5条の3第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。
第2条 戸田市税条例の一部を次のように改正する。

第9条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第9条の2中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第11条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第18条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第18条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第34条第10項から第12項まで」を「第34条第9項から第16項まで」に改める。

第18条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、「市町村」を「市」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連

結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第34条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第

14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第35条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第37条第4項から第6項までを削る。

第76条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第8条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第8条の2第26項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第28条中「第61条」を「第63条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例）

第40条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみな

して、第20条の6の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第41条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第38条及び第45条第8項の改正規定、第58条の2の次に1条を加える改正規定、第59条第1項及び第91条第6項の改正規定並びに附則第8条の改正規定、第8条の2に1項を加える改正規定、附則第8条の4第1項、第13条の4及び第28条の改正規定並びに附則に1条を加える改正規定並びに附則第5条の規定 公布の日

(2) 第1条中第12条第1項第2号、第20条の2及び第22条の2第1項ただし書の改正規定並びに附則第3条の2及び第3条の2の2第1項の改正規定並びに第2条中附則第8条、第8条の2第26項及び第28条の改正規定並びに附則に2条を加える改正規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中第76条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条(前2号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(5) 第1条中附則第15条第1項及び第15条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の戸田市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第12条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第20条の2及び第22条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第22条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である戸田市税条例第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の戸田市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例第38条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の

例による。

2 新条例第38条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第58条の3の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

令和2年6月1日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第48号

戸田市印鑑条例の一部を改正する条例

戸田市印鑑条例（昭和57年条例第2号）を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「成年被後見人」の次に「(法定代理人が同行した上で次条第2項の申請をした者を除く。)」を加える。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録申請者が成年被後見人であるときは、法定代理人が同行した上で、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、市長に登録の申請をしなければならない。この場合において、法定代理人は、市長がその旨を確認できる場合を除き、当該成年被後見人の法定代理人であることを証する書類を提示しなければならない。

第6条第5項中「第4条ただし書」を「第4条第1項ただし書及び同条第2項」に改める。

第8条第3項中「第4条ただし書」を「第4条第1項ただし書及び同条第2項」に改め、「印鑑登録証」の前に「第1項の」を加える。

第9条第2項及び第11条第3項中「第4条ただし書」を「第4条第1項ただし書及び同条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月1日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第49号

戸田市手数料条例の一部を改正する条例

戸田市手数料条例（昭和41年条例第31号）を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「別表第27項から第29項まで」を「別表第26項から第28項まで」に改める。

別表中第14項を削り、第15項から第47項までを1項ずつ繰り上げ、同表（注）第1項中「第16項」を「第15項」に改め、同表（注）第2項中「第24項」を「第23項」に改め、同表（注）第3項中「第26項」を「第25項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月1日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第50号

戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険条例(昭和39年条例第27号)を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第7条の4」に改める。

第4章中第7条の次に次の3条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第7条の2 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第7条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項

の規定により算出される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7条の4 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の戸田市国民健康保険条例の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日まで間に属する場合に適用する。

令和2年6月1日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第51号

戸田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

戸田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 埼玉県広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月1日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第52号

戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

第6条第5項中「前項」の次に「(第2号に係る部分に限る。)」を加える。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月1日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第53号

戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の修了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
 - (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。
- 第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月1日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第54号

戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月1日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第55号

戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理事業施行規程の一部を改正する
条例

戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理事業施行規程(平成7年条例第3号)
の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) その他の補助金、負担金等

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月1日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第56号

戸田市消防手数料条例の一部を改正する条例

戸田市消防手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第3の8の部中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月1日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第57号

財産の取得について

災害対応特殊救急自動車として、下記のとおり財産を取得するものとする。
よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得財産名 災害対応特殊救急自動車
- 2 納入場所 戸田市消防本部
- 3 仕様内容 高規格救急自動車専用車両 1台
ぎ
艤装一式
取付品一式
積載品一式
附属品一式
- 4 金額 金22,605,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金2,055,000円)
- 5 納入期限 令和3年2月26日
- 6 契約者 埼玉県戸田市美女木三丁目9番地の1
埼玉トヨタ自動車株式会社 戸田店
店長 秋山忠雄

令和2年6月1日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第57号参考

災害対応特殊救急自動車概要

1 概要

救急活動において、最新の救急資機材を積載し、救急自動車としての最適の構造及び性能を有し、救急業務を十分に遂行できる装備も兼ね備えた車両としている。

2 仕様

(1) 車両の主な諸元及び性能

- | | |
|-----------|------------------|
| ① シヤシ | 4WD 高規格救急自動車専用車両 |
| ② 車両全長 | 約5,800mm以下 |
| ③ 車両全幅 | 約1,900mm以下 |
| ④ 車両全高 | 約2,600mm以下 |
| ⑤ 室内長さ | 約3,000mm以上 |
| ⑥ 患者室幅 | 約1,600mm以上 |
| ⑦ 患者室高さ | 約1,800mm以上 |
| ⑧ 乗車人員 | 7名程度 |
| ⑨ エンジン排気量 | 約2,488cc以上 |
| ⑩ 動力伝達装置 | オートマチックトランスミッション |

(2) 車両の主な艤装及び取付品

- ① 赤色回転灯
- ② 防水型後退警報器
- ③ バックアイモニター
- ④ 電子サイレン
- ⑤ カーナビゲーション
- ⑥ 救急ヘルメット収納
- ⑦ 酸素ボンベ（10リットル）収納庫
- ⑧ 人工呼吸器用配管
- ⑨ ストレッチャー積載架台
- ⑩ 資機材収納庫

(3) 車両の主な積載品及び附属品

- ① ストレッチャー
- ② 救命浮輪
- ③ 車輪止め

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	回 数	第 1 回	摘 要
埼玉トヨタ自動車(株) 戸田店		20,550,000	落札
日産プリンス埼玉販売(株) 法人営業部		辞退	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

予 算 額	20,799,871
予 定 価 格	20,799,871

議案第58号

財産の取得について

消防ポンプ自動車として、下記のとおり財産を取得するものとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得財産名 消防ポンプ自動車
- 2 納入場所 戸田市消防本部
- 3 仕様内容 消防ポンプ自動車 1台
取付品一式
附属品一式
- 4 金額 金22,055,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金2,005,000円)
- 5 納入期限 令和2年10月16日
- 6 契約者 東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司

令和2年6月1日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第58号参考

消防ポンプ自動車概要

1 概要

火災及び各種災害等において消防隊（消防団）が迅速かつ円滑に活動できる各種資機材を機能的に維持管理できる構造の車両としている。

2 仕様

(1) 車両の主な諸元及び性能

- | | |
|-----------|---------------------|
| ① シヤシ | 消防専用3トン級（2WD）ダブルキャブ |
| ② 車両全長 | 5,700mm以下 |
| ③ 車両全幅 | 1,900mm以下 |
| ④ 車両全高 | 2,500mm以下 |
| ⑤ 許容車両総重量 | 5,000kg未満 |
| ⑥ ホイールベース | 2,850mm以下 |
| ⑦ 変速機形式 | オートマチックトランスミッション |
| ⑧ 乗車定員 | 6名 |
| ⑨ 燃料容量 | 60リットル以上 |

(2) 車両に使用するシヤシの主な装備品

- ① パワーステアリング
- ② エンジン回転計
- ③ エンジン積算計
- ④ エンジン油温計
- ⑤ ABS
- ⑥ LEDヘッドランプ
- ⑦ フォグランプ
- ⑧ エアークンディショナー
- ⑨ 消防シヤシ用全席（レザー張りまたは同等品）
- ⑩ 音声式後退警報ブザー及び音声式左折ブザー（ON・OFF機能付）
- ⑪ 全天候（オールシーズン）型タイヤ（スペアタイヤ含む）
- ⑫ バックアイモニター

(3) 車両の艤装及び積載品等

- ① A-2級ポンプ
- ② 無給油式真空ポンプ形成装置

- ③ 手動ガスダンパー式または手動引き出し展開式はしご昇降装置
- ④ バッテリー管理器
- ⑤ 電動油圧式垂直型ホースカー動力昇降装置
- ⑥ ポンプ室上部ボックスアルミローラーシャッター扉
- ⑦ 軽量ホースカー

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	回 数	第 1 回	摘 要
(株)モ リ タ 東 京 支 店		20,050,000	落札
ジーエムいちほら工業(株) 東京営業所		20,120,000	
長 野 ポ ン プ (株) 東京営業所		20,160,000	
日本ドライケミカル(株) 車輛営業部		20,175,000	
(株)野口ポンプ製作所		20,180,000	
(株)ナカムラ消防化学 東京営業所		20,195,000	
日 本 機 械 工 業 (株) 本社営業部		20,200,000	
埼 玉 消 防 機 械 (株) 中央支店		20,220,000	
東京日野自動車(株) 川口支店		22,061,600	無効

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

予 算 額	20,242,505
予 定 価 格	20,242,505

議案第63号

戸田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

戸田市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらる。

記

住 所 (略)

氏 名 田部井 敏 雄

生年月日 (略)

令和2年6月1日提出

戸田市長 菅 原文 仁